

第3回吸収分割契約変更契約書

株式会社タイム・アンド・スペース（以下「甲」という。）及び株式会社博報堂 DY ホールディングス（以下「乙」という。）は、2025 年 9 月 11 日付で甲及び乙の間に締結した吸収分割契約書（同年 10 月 28 日付及び同年 11 月 12 日付で甲及び乙の間に締結した吸収分割契約変更契約書により変更されたものをいう。以下「本契約」という。）に関し、以下のとおり第3回吸収分割契約変更契約（以下「本追加変更契約」という。）を締結する。なお、本追加変更契約において用いられる用語は、別段の定めがない限り、本契約において定義された意味を有する。

第1条（本契約の変更）

甲及び乙は、本契約の第6条及び別紙第3項を、以下のとおり変更する（下線は修正箇所）。

第6条（効力発生日）

（変更前）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 12 月 4 日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

（変更後）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 12 月 10 日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

別紙

（変更前）

3. 契約

甲及び野内敦の間の 2025 年 12 月 4 日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

（変更後）

3. 契約

甲及び野内敦の間の 2025 年 12 月 10 日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

第2条（本契約のその他の規定の効力）

本追加変更契約に定める事項を除き、本契約の規定は、本追加変更契約の締結によって何ら修正又は変更されることなく、従前通り定めるところに従って、その効力を有するものとする。

第3条（その他）

本追加変更契約に定めのない事項は本契約の定めに従うものとする。

（以下余白）

本追加変更契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月18日

甲： 東京都渋谷区広尾四丁目1番31-1007号
株式会社タイム・アンド・スペース
代表取締役 野内敦



本追加変更契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 11 月 18 日

乙： 株式会社博報堂 DY ホールディングス
東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 1 号
代表取締役社長 西山 泰央

